

# ○中空知衛生施設組合議会会議規則

昭和56年11月30日  
議会規則 第1号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 議案の提出及び動議（第9条－第11条）
- 第3章 議事日程（第12条－第15条）
- 第4章 選挙（第16条－第22条）
- 第5章 議事（第23条－第26条）
- 第6章 発言（第27条－第32条）
- 第7章 表決（第33条－第35条）
- 第8章 秘密会（第36条・第37条）
- 第9章 規律（第38－第41条）
- 第10章 会議録（第42・第43条）
- 第11章 補則（第44条）
- 附則

## 第1章 総則

（参集）

第1条 議員は、招集日の開議定刻前に会議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席又は遅刻の届出）

第2条 議員は、事故のため欠席しようとするとき、又は遅刻しようとするときは、その理由を付けて当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。

（議席）

第3条 議員の議席は、選挙後最初の会議において議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

3 議席には番号標及び氏名標を付ける。

（会期）

第4条 会期は、おおむね1日とする。ただし、議会の議決で延長することができる。

（議会の開閉）

第5条 議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第6条 会議時間は、午前10時から午後3時までとする。ただし、議長において必要があると認められた場合は、会議時間を変更することができる。

（会議の開閉）

第7条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第8条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

## 第2章 議案の提出及び動議

(議案の提出)

第9条 議員が議案を提出しようとするときは、文書により案を作成し、これに提出の理由を付し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第112条 第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(動議)

第10条 動議は、法又はこの規則に特別の規定がある場合を除き、2人以上の賛成者がなければ議題にすることができない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第11条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議について、前項の承認を求めようとするときは、提出者からその請求をしなければならない。

## 第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第12条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむ得ない理由があるときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第13条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他事件を追加することができる。

2 前項の動議の提出については、賛成者を要しないものとする。

(延会の場合の議事日程)

第14条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったときは、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第15条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は

議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

#### 第4章 選挙

(選挙の宣告及び不在議員)

第16条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

2 前項の宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

3 議長は、第1項の宣告後直ちに出席議員数を報告しなければならない。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第17条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第18条 議員は、職員の点呼に応じて、順次投票を行うものとする。

(投票の終了)

第19条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票の終了を宣告する。

2 前項の宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第20条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙の結果報告)

第21条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(指名推選)

第22条 議長は、議会に諮り異議がないときは、第16条の選挙につき法第118条第2項の規定により指名推選の方法を用いることができる。

#### 第5章 議事

(議題宣告)

第23条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第24条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題にすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第25条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案の説明、質疑及び表決)

第26条 議題になった事件については、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、討論に付し、議長はこれを表決に付す。

## 第6章 発言

(発言の許可等)

第27条 発言は、すべて議長の許可を得た後でなければならない。

(討論の方法)

第28条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(発言内容の制限)

第29条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わないときは、発言を禁止することができる。

(質疑の回数)

第30条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第31条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

(発言の取消し又は訂正)

第32条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

## 第7章 表決

(表決問題の宣告)

第33条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第34条 表決の宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(表決の方法)

第35条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とするものを起立させ、起立者の多少を確認して可否の結果を宣告する。

2 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

3 議長は、問題について異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告することができる。

(特別議決における表決の特例)

第35条の2 前条第1項の規定にかかわらず、議長は、組合市町の一部に係るものの表決を採ろうとするときは、特別議決の宣告をした後、問題を可とする者を起立させ、当該事件に関係する市町から選出されている組合議員の起立者の多少及び全体議員の起立者の多少を確認して可否の結果を宣告する。

## 第8章 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第36条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指名する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第37条 秘密会の議事は、これを記録しておかなければならない。

2 前項の記録は、これを公表しない。

3 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他にもらしてはならない。

## 第9章 規律

(品位の尊重)

第38条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第39条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害になる言動をしてはならない。

(離席)

第40条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(議長の秩序保持権)

第41条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

## 第10章 会議録

(会議録の記載事項)

第42条 会議録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (8) 選挙の経過
- (9) 議事の経過
- (10) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第43条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

## 第11章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第44条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、異議があるときは、会議に諮って決定する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年12月7日規則第5号)

この規則は、平成13年12月7日から施行する。